

発議第 16号

「つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会」
の設置について

このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年6月30日提出

提出者

議会運営委員長 石原 修治

提案理由 つくばエクスプレス事業及び沿線整備事業、新川耕地、常磐自動車道流山インターチェンジ周辺整備に関する調査、研究のため、「つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会」を設置する。

「つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会」の
設置について

- 1 本市議会は、地方自治法第109条及び流山市議会委員会条例第6条の規定により、委員8人からなる「つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会」を設置する。

- 2 本市議会は、「つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会」に対し、次の事項を付託する。
 - (1) つくばエクスプレス事業及び沿線整備事業に関する調査、研究事項
 - (2) 新川耕地に関する調査、研究事項
 - (3) 常磐自動車道流山インターチェンジ周辺整備に関する調査、研究事項

- 3 調査期間
上記特別委員会は、2に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。